

## 板橋区私立保育所法外援護実施要綱

(昭和57年6月5日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき、区長が区内の私立保育所（法第35条第4項の規定により東京都知事から設置の認可を受けた保育所をいう。以下「保育所」という。）において、保育の実施をした児童にかかる法外援護を実施するための必要な事項を定め、保育の実施児童の処遇向上及び保育施設等の整備充実を図ることを目的とする。

### (援護の種類)

第2条 この要綱による援護の種類は、次のとおりとする。

- (1) 児童処遇充実費
- (2) 施設運営充実費

### (援護の内容)

第3条 前条に規定する援護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童処遇充実費

#### ア 保育充実費

入所児童の保育用品整備及び各種保育行事参加並びに賠償保険加入、また保育士等の研修及び健康管理等の保育充実を図る。

#### イ 要支援児保育加算

##### (ア) 一般加算

板橋区保育の実施児童の要支援児加算認定会議要綱（昭和49年8月10日区長決定）に基づき加算認定された児童（以下「認定児童」という。）の保育内容の充実を図る。

##### (イ) 特別加算

認定児童のうち、子ども家庭部長が生活面において、特別な介助が必要であると認定したときは、要支援児保育特別加算をおこない保育内容の充実を図る。

##### (ウ) 要支援児保育事務費

区より派遣する要支援児保育指導員に給食を提供し、要支援児と給食を共にすることにより要支援児の発達状態を把握し、以後の保育所における保育指導に役立てる。

#### ウ 途中入所児保育充実費

年度途中入所児童に対し4月1日現在の年齢による保育を行い、児童の保育内容の充実を図る。

#### エ 看護師雇上経費

0歳児の定員が6名以上9名未満の施設に対して、看護師を雇用し、児童の健康管理の充実を図る。

#### オ 延長保育充実費

板橋区私立保育所延長保育事業費助成実施要綱に基づく延長保育実施保育所に対し、延長保育利用実績数に応じて支給し、延長保育整備及び延長利用児童の処遇向上を図る。

#### カ 停止児加算費

入所の停止を受けた児童にかかわる運営費のうち、事務費相当額を補填し、児童処遇の向上を図る。

- (2) 施設運営充実費

施設での児童の安全及び健康管理並びに繁忙時期における臨時職員の雇用等、また備品及び消耗品の購入経費並びに軽易な修理の施設整備充実を図る。

(援護金の支給)

第4条 区は、この要綱に定める援護を実施するために要する経費を援護金とし、区長の定める額を支給する。

(援護金の請求及び精算の時期)

第5条 援護金の支給を受けようとする保育所の設置者は、請求書(別記第1号様式)により、区長に請求しなければならない。また、精算書(別記第2号様式)により上半期・下半期の請求時に概算で支出した援護金の精算を行う。請求及び精算の時期は、次のとおりとする。

(1) 7月(上半期)及び11月(下半期)請求

保育充実費・要支援児保育事務費・看護師雇上経費・施設運営充実費

(2) 11月(上半期)及び3月(下半期)精算

保育充実費・要支援児保育事務費・看護師雇上経費・施設運営充実費

(3) 毎月

要支援児保育充実費のうち一般加算分及び特別加算分・途中入所児保育充実費・延長保育充実費・停止児加算費

(援護金の使用制限)

第6条 この要綱に基づく援護金は、この要綱に定める目的以外に使用してはならない。

(実績報告)

第7条 この要綱に基づき援護金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)は、次の各号に定める提出期限までに実績報告書(別記第3号様式)及び保育所会計収支決算書を区長に報告しなければならない。

(1) 実績報告書

翌年度の4月末日

(2) 保育所会計収支決算書

翌年度の5月末日

(援護金の返還)

第8条 受給者は、第6条の規定に違反した場合又は前条第1項の報告額が年間の援護額に満たない場合は、その差額を期限を定めて返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

2 昭和62年5月20日付厚生省母子福祉課長通知による、保育所機能強化加算制度により同制度の適用保育所の承認を受けた場合、本要綱による援護金からその助成額または、本要綱による当該事業にかかわる援護金との低い額の範囲内で、別に定めるところによる額を控除する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

2 昭和62年4月1日適用の付則2については、削除する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成3年6月11日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成4年6月9日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成5年7月8日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成6年7月13日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成7年6月30日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成8年6月21日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成9年7月3日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成11年3月2日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成12年1月5日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年3月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

# 請求書

年 月 日

(あて先)板橋区長

所在地

請求者

請求者職・氏名

印

施設名

板橋区私立保育所法外援護実施要綱による 年度 半期分援護金を下記により請求いたします。

金額								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

# 精 算 書

年 月 日

(あて先)板橋区長

所在地

概算払受者

代表者職・氏名

印

施設名

板橋区私立保育所法外援護実施要綱による 年度 半期分援護金を下記により精算いたします。

金 額								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

板橋区私立保育所法外援護実績報告書

年 月 日

（あて先）板橋区長

所在地  
実施者  
実施者職・氏名  
施設名

印

年度板橋区私立保育所法外援護に係る実績を下記のとおり報告します。

記

1 援護項目別事業執行額

援護項目	事業執行額
児童処遇充実費	_____
ア 保育充実費	円
イ 要支援児保育加算（一般加算・特別加算）	円
ウ 要支援児保育事務費	円
エ 看護師雇上経費	円
施設運営充実費	円

2 添付書類

- ・ 事業実績内訳書 児童処遇充実費① （別紙1）
- ・ 事業実績内訳書 児童処遇充実費② （別紙2）
- ・ 事業実績内訳書 施設運営充実費 （別紙3）